

## 平成25年度一般環境大気の結果について

県では、県内の環境の状況を把握するため、大気の状態を継続的に測定しているが、平成25年度の結果は、次のとおりであった。

### 1 内 容

大気汚染防止法第22条の規定により、環境大気の汚染の状況を把握するため、岡山市、倉敷市、玉野市及び備前市と協力して、測定を実施した。

#### (1) 対象物質

大気汚染に係る環境基準が定められている二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質(SPM)、光化学オキシダント(Ox)、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)及び微小粒子状物質(PM2.5)の6物質

#### (2) 測定方法

県内67か所の環境大気測定局において、測定局ごとに測定対象物質を定め、1年を通して1時間ごとの24時間連続測定を実施した。

### 2 結 果

(1) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については、すべての測定局で環境基準を達成した。

(2) 光化学オキシダント及び微小粒子状物質については、すべての測定局で環境基準を達成しなかった。

表 1 環境基準達成状況

大気汚染物質	測定局数	達成局数	達成率
二酸化硫黄	44	44	100%
一酸化炭素	8	8	100%
浮遊粒子状物質	53	53	100%
光化学オキシダント	43	0	0%
二酸化窒素	56	56	100%
微小粒子状物質	13	0	0%

### 3 今後の対応

(1) 引き続き環境大気の状態を常時監視し、実態の把握に努める。

(2) 光化学オキシダントについては、原因物質である窒素酸化物や炭化水素類の削減に取り組むとともに、高濃度になった際には、協力工場等に対する大気汚染物質の排出削減の要請、県民に対する健康被害防止のための周知を行う。

(3) 微小粒子状物質については、国が示した暫定指針値を超えると予想される日には、県民に注意喚起を行う。また、発生機構の解明に向け、成分分析等の調査研究に取り組むとともに、広域的な問題でもあるため、国に有効な施策の検討や情報提供等を求める。